

東京型ドクターヘリの概要

1 これまでの医師を搭乗したヘリ搬送

東京都では、従来から、島しょ地域や多摩山間地域などで発生した救急患者を、東京消防庁のヘリコプター等に医師を搭乗して、24 時間体制で都内の病院まで搬送してきました。

【経緯】

(1) 島しょ地域

- S42 東京消防庁のヘリコプターによる救急患者搬送開始
- S43 海上自衛隊飛行艇による小笠原村救急患者搬送開始
- H13 東京消防庁ヘリコプター夜間運航開始(一部地域)
海上自衛隊による伊豆諸島地域救急患者搬送出動 1,400 回
- H15 東京消防庁ヘリコプター夜間運航開始(伊豆諸島全域)
- H18 東京消防庁ヘリコプター島しょ救急出動 5,000 回
- H19 海上自衛隊による小笠原諸島地域救急患者搬送出動 600 回

(2) 多摩山間地域等

- H10 回転翼航空機に搭乗して救急業務に協力する医師の派遣に関する協定書締結(5 医療機関)
- H19 回転翼航空機に搭乗して救急業務に協力する医師の派遣に関する協定書締結(1 医療機関追加)

2 東京型ドクターヘリ

以下の定義により、「東京型ドクターヘリ」という名称で平成19年11月から新たなスタートをいたしました。

東京型ドクターヘリの定義

下記1及び2の範囲において、東京消防庁が保有する消防ヘリコプターに、救急医療用の医療機器等を装備するとともに、医師が搭乗し救急現場に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に対し医療処置を行うヘリコプターの運用をいいます。

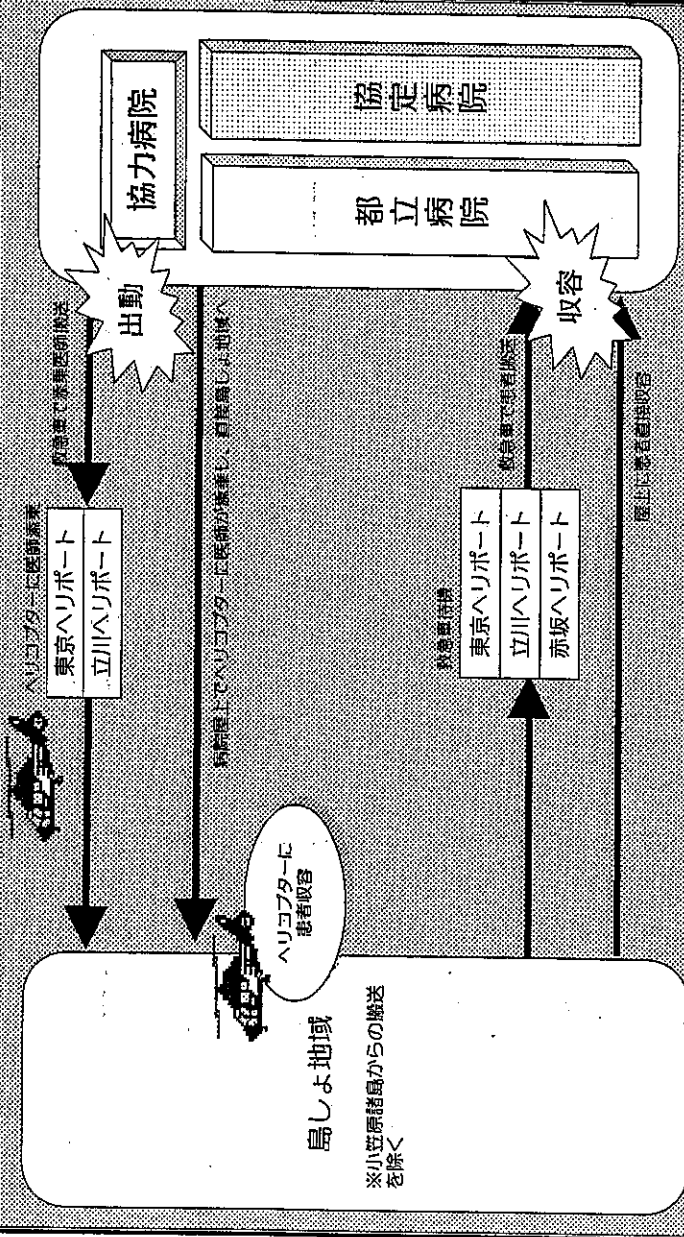
- 1 「島しょにおける救急患者等の搬送業務の役割分担に関する協定」(昭和57年3月30日締結)に基づく島しょ地域の救急患者搬送
- 2 東京消防庁管轄区域内において行う消防法(昭和23年法律第186号)で規定する傷病者搬送

東京型ドクターヘリ

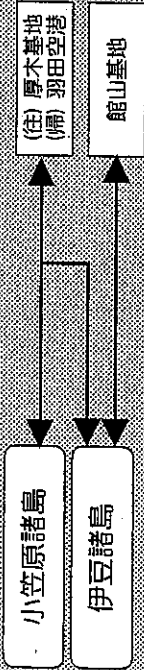
島しょ救急患者搬送

◆◆東京消防庁による搬送◆◆（伊豆諸島全域・全日）

- 福祉保健局・東京消防庁等による協定に基づき、東京消防庁の救急ヘリコプターによる救急患者搬送を実施
- 下記要件を満たす7病院と協定を締結（締結予定 3病院）
 - ①患者の受入れ
 - ②ヘリコプター等に添乗する医師を派遣
 - ③ヘリポートに近接、若しくは病院敷地内にヘリコプターが離発着する場所を保有

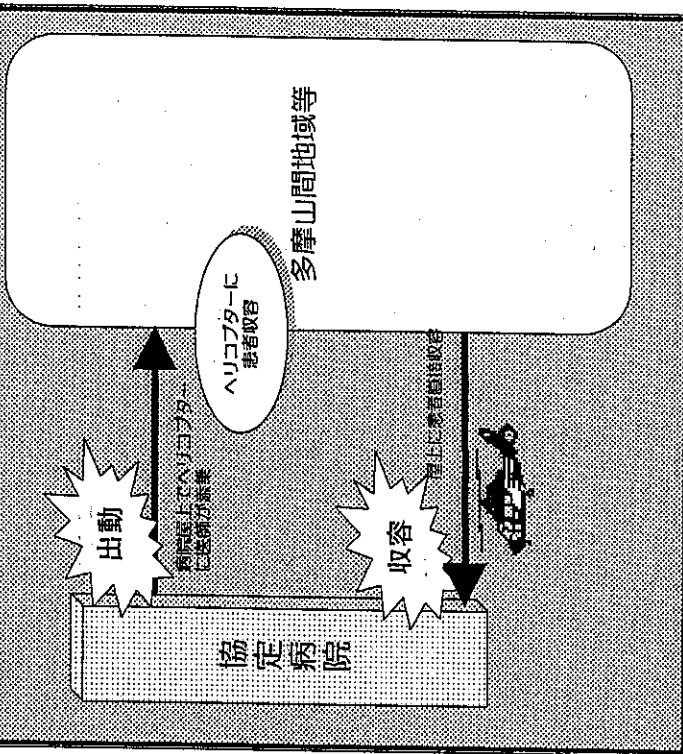


◆◆海上自衛隊による搬送◆◆
（小笠原諸島・消防庁ヘリが悪天候等で伊豆諸島に飛行不能の場合）



多摩山間地域等搬送

- 東京消防庁が救急ヘリコプターによる救急活動を実施
- 都内の屋上ヘリポートがある6病院と「回転翼航空機に搭乗して救急業務に協力する医師の派遣に関する協定」を締結し、添乗医師を確保



※協定を締結している協定病院は、注に東京消防庁が収容・搬送を行う場合は、陸上患者搬送により、東京消防庁ヘリポートに搬送される。